

盛岡市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

(令和6年9月27日市長決裁)

(趣旨)

第1 盛岡市水防協力団体指定要領（以下「指定要領」という。）に基づき指定された水防協力団体と、水防活動を行う消防機関との連携については、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及びその関連通知並びに盛岡市水防計画に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(消防機関と水防協力団体との連携)

第2 法第36条及び指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防機関による水防活動に対する協力業務であり、市からの情報提供や指導、助言を受け、消防機関と密接に連携して行うものとする。

(活動報告書の提出)

第3 水防管理者は、消防機関と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

(情報提供等)

第4 水防管理者は、指定要領に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

(その他)

第5 この要領の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月27日から施行する。